新旧対照表(<u>熱中症対策に資する現場管理費の補正</u>試行要領について)

改正	現行	備考
富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行要領	富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行要領	
1 【 省 略 】	1 【 省 略 】	
2 用語の定義	2 用語の定義	
(1)真夏日	(1)真夏日	
日最高気温が30℃以上の日をいう。	日最高気温が30℃以上の日をいう。 ただし、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、日最高気温	 <u>削除</u>
	<u>たたし、利全コロナッイルへ列東に伴う然子延上別にめたりでは、自取同式価</u> が28℃以上の日とする。	HAINY
(2)~(4)【省略】	(2)~(4)【省略】	
3 ~ 5 【 省 略 】	3 ~ 5 【 省 略 】	
附則	附 則	
この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。	この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。	
附則	附則	
1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。	1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。	
2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、 ◆500年8月14月以際に東東日は開ナス知測は用の担告も受ける工事から第月	2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、 ◆和8年8月14日以際に東夏日に関する規則は用の担告な受ける工事から第日	
令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用 する。	令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用 する。	
^ ~ ~ 。	なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月	
11 日以降とする。	11 日以降とする。	
		<u>追加</u>
この要領において、真夏日の定義を日最高気温が30℃以上の日とするのは、令和5年6月8日		
以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。		
ただし、令和2年5月11日から令和5年5月7日の期間で新型コロナウイルス対策に伴う熱中		
症予防を実施している場合、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とできる。		